

桶川市住民基本台帳の閲覧に関する要綱

(平成18年10月27日告示第191号)

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関し必要な事項を定めることにより、適正な事務の執行を確保するとともに、住民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(閲覧台帳の作成)

第2条 閲覧に使用する住民基本台帳の一部の写し（以下「閲覧台帳」という。）に記載する事項は、住所、氏名、性別及び生年月日とする。

2 閲覧台帳は、毎年2月及び8月の各月1日現在の住民基本台帳に基づき作成する。

3 ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で、市長が支援措置を講じているものに係る部分は、原則として閲覧台帳から抹消する。

(閲覧台帳の管理)

第3条 閲覧台帳は、施錠のできる保管庫等に保管し、適宜、抜取り、改ざん、書込み等がないか確認を行う。

(閲覧日等)

第4条 閲覧日は、原則として毎週火曜日から金曜日までとする。ただし、市の休日及びその翌日並びに事務に支障があると認めるときは、閲覧を実施しない。

2 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 閲覧者の数は、閲覧日1日につき1名（法人の場合は1団体）とする。

(閲覧の予約)

第5条 閲覧台帳の閲覧を希望する者は、閲覧を行おうとする日（以下「閲覧希望日」という。）の1月前から閲覧希望日の2週間前までの間に閲覧の予約をしなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 閲覧の予約は、1人又は1法人につき、1月2回までとする。
（閲覧の申請等）

第6条 法第11条第1項に規定する閲覧を予約した者は、次に掲げる事項を記載した公文書により請求しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関の名称
- (2) 閲覧台帳を閲覧する者の職名及び氏名
- (3) 事務の責任者の職名及び氏名
- (4) 請求事由（当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの（次号において「犯罪捜査等のための請求」という。）にあつては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称）
- (5) 犯罪捜査等のための請求である場合にあつては、請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由
- (6) 請求に係る住民の範囲

2 法第11条の2第1項に規定する閲覧を予約した者は、桶川市住民基本台帳閲覧申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）及び誓約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、閲覧希望日の10日前までに申し出なければならない。

- (1) 閲覧目的を確認できる書類
- (2) 申出書を提出した者（以下「申出者」という。）が法人の場合は、法人登記簿の写し又は登記事項証明書の写し
- (3) 申出者における個人情報保護管理に関する書類（プライバシーポリ

シー等)

(4) 申出者が委託を受けて閲覧する場合は、委託契約書の写し、委託元の誓約書及び委託元に係る前2号に掲げる書類

(照会書の送付)

第7条 市長は、前条第2項の規定により申出書、誓約書等を受理したときは、速やかにその内容を審査し、閲覧が適当と認めるときは、住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書(様式第3号。以下「照会書」という。)を申出者に送付するものとする。

(閲覧の実施)

第8条 照会書の送付を受けた閲覧者(以下「閲覧者」という。)は、閲覧を実施する際に照会書を市長に提出しなければならない。

2 閲覧者は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第1条第3項及び第2条第3項の規定により、写真付き住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等の本人確認書類を提示しなければならない。

3 閲覧者は、閲覧者用の名札の貸与を受け、閲覧中は常に着用しなければならない。

4 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 指定された場所以外で閲覧しないこと。

(2) 閲覧リストを抜き取り、き損又は書き加えをしないこと。

(3) カメラ、複写機等により閲覧リストの写しを取らないこと。

(4) 録音機を使用しないこと。

(5) 指定された場所での飲食、喫煙及び携帯電話の使用はしないこと。

(6) 転記を行う場合は、桶川市住民基本台帳閲覧転記用紙(様式第4号)を使用すること。

(7) 職員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は拒否)

第9条 市長は、次のいずれかに該当するときは、閲覧者の閲覧を中止し、又は拒否するものとする。

(1) 前条第4項各号に規定する事項を遵守しないとき。

(2) 不当な目的で閲覧することが明らかなきとき、又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあるとき。

(3) 申請書の記載内容に偽りがあることが明らかになったとき、又は閲覧中に不正な行為等が明らかになったとき。

(4) その他、執務の妨げになるとき。

(閲覧内容の確認)

第10条 市長は、閲覧者が閲覧を終了したときは、閲覧の内容が請求書の閲覧目的と相違していないかを確認するものとする。この場合において、その閲覧内容が相違しているときは、適切な措置を講ずるものとする。

(閲覧手数料)

第11条 閲覧に係る手数料は、桶川市手数料条例（平成12年桶川市条例第13号）の規定に基づき、閲覧した閲覧台帳の冊数に応じた手数料を閲覧日ごとに徴収する。

(閲覧状況の公表)

第12条 市長は、法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、毎年1回、閲覧状況について公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

桶川市住民基本台帳閲覧申出書

（個人又は法人による申出用）

年 月 日

桶川市長

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
	住 所 (所在地)	
(※共同申出者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
	住 所 (所在地)	
閲覧事項の 利用目的		
申出に係る 住民の範囲		
閲 覧 者	氏 名	
	住 所	
閲覧事項取扱者の の 範 囲 (※法人等の場合)		
	活動責任者	住所（又は役職名） 氏名
閲覧事項の 管 理 方 法		
<small>（※調査研 究に利用 する場合）</small>	成 果 の 取 扱 い	
	実施体制	
(※委託者が いる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)	
	住 所 (所在地)	
閲 覧 希 望 日		

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

（閲覧等の具体的理由）

上記理由のため、 年 月 日に住民基本台帳の閲覧等を申請しましたが、閲覧等で知り得た事項の取扱いにつきましては、基本的人権を擁護するとともに、プライバシーを保護し、差別を許さない立場から閲覧等の目的以外には使用しないことを誓約いたします。

年 月 日

誓約者 住所

氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

桶川市長

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

〒

（住所）

（氏名）

様

桶川市長

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受付しました。

上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、なつ印のうえ、あなたご自身が持参してください。

（注意）

- 1 回答書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。
- 2 本書の有効期限は、年 月 日までです。

年 月 日

回 答 書

桶川市長

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

（住所）

（氏名）

_____ 印

様式第 4 号（第 8 条関係）

桶川市住民基本台帳閲覧転記用紙

No

年 月 日

番号	住 所	氏 名	性別	生年月日

※ 閲覧が終了しましたら、受付に提出してください。
その際に転記されました用紙を 1 部コピーさせていただきます。